



# 熊本県公報

号外 第28号  
令和3年(2021年)  
6月8日(火)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 規 則

- 熊本県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則……………(男女参画・協働推進課) 1
- 熊本県控除対象特定非営利活動法人の指定の基準、手続等に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………( " ) 3

## 規 則

熊本県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和3年6月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

### 熊本県規則第25号

熊本県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則  
熊本県特定非営利活動促進法施行条例施行規則(平成10年熊本県規則第48号)の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「公告」を「公表」に改め、同条第1項中「公告」を「公表」に、「揭示場に掲示して」を「ウェブサイトに掲載して」に改める。

第3条の2中「第10条第3項」を「第10条第4項」に改める。

別記第1号様式中「印」を削る。

別記第1号の2様式中「印」を削り、「第10条第3項」を「第10条第4項」に改める。

別記第4号様式、別記第6号様式、別記第9号様式、別記第11号様式、別記第14号様式及び別記第15号様式中「印」を削る。

別記第18号様式を次のように改める。

別記第18号様式(第22条関係)

認定特定非営利活動法人等の役員報酬規程等提出書

年 月 日

熊本県知事 様

提出者 主たる事務所の所在地  
 特定非営利活動法人の名称  
 代表者の氏名  
 電話番号

特定非営利活動促進法(以下「法」といいます。)第55条第1項(法第62条において準用する場合を含みます。)の規定により、次のとおり提出します。

認定(特例認定)の有効期間	年 月 日～ 年 月 日
事業年度	年 月 日～ 年 月 日
提出書類	1 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 提出しない場合 最後に役員報酬規程を提出した事業年度( 年度) 最後に職員給与規程を提出した事業年度( 年度)
	2 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、寄附金に関する事項その他の内閣府令で定める事項(次に掲げる事項)を記載した書類(法第54条第2項第3号(法第62条において準用する場合を含む。)に定める事項を記載した書類のうち、資産の譲渡等に関する事項を記載した書類を除く。)
	(1) 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項
	(2) 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ア 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引 イ 役員等との取引
	(3) 寄附者(当該認定特定非営利活動法人等の役員、役員の配偶者若しくは3親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日
	(4) 役員等に対する報酬又は給与の状況 ア 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(イに係る部分を除く。) イ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項
	(5) 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日
	(6) 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日
	3 法第45条第1項第3号(ロに係る部分を除く。)、第4号イ及びロ、第5号並びに第7号に掲げる基準に適合している旨並びに法第47条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類

(備考)

不要の文字は、使途に従い抹消してください。

別記第20号様式及び別記第21号様式中「印」を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和3年6月9日から施行する。
- 2 この規則による改正後の熊本県特定非営利活動促進法施行条例施行規則別記第18号様式の規定は、特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人又は同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人（以下「認定特定非営利活動法人等」という。）がこの規則の施行の日以後に開始する事業年度において提出すべき書類について適用し、当該認定特定非営利活動法人等が同日前に開始した事業年度において提出すべき書類については、なお従前の例による。

熊本県控除対象特定非営利活動法人の指定の基準、手続等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年6月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第26号

熊本県控除対象特定非営利活動法人の指定の基準、手続等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

熊本県控除対象特定非営利活動法人の指定の基準、手続等に関する条例施行規則（平成26年熊本県規則第35号）の一部を次のように改正する。

第9条第3号中「及び第22条第2号」を「、第22条第2号及び第24条第1項第2号」に改める。

第24条第1項第2号を次のように改める。

(2) 役員等（役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは3親等以内の親族又はこれらの者と法第45条第1項第4号ロに規定する内閣府令で定める特殊の関係のある者をいう。以下この号において同じ。）に対する報酬又は給与の状況についての次に掲げる事項

ア 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（イに係る部分を除く。）

イ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項

別記第1号様式及び別記第2号様式中「印」を削る。

別記第6号様式を次のように改める。

別記第6号様式(第26条関係)

控除対象特定非営利活動法人の役員報酬規程等の提出書

年 月 日    熊本県知事 様	主たる事務所の所在地	〒  電 話 (     )     - F A X (     )     -
	フリガナ	
	名 称	
	フリガナ	
	代表者の氏名	
	本書を提出する日の属する事業年度	(初日)     年     月     日 (末日)     年     月     日

熊本県控除対象特定非営利活動法人の指定の基準、手続等に関する条例(以下「条例」といいます。)第13条第1項の規定により、次の書類を提出します。

1 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程

提出しない場合

最後に役員報酬規程を提出した事業年度(     年度)

最後に職員給与規程を提出した事業年度(     年度)

2 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、寄附金に関する事項その他次に掲げる事項を記載した書類

(1) 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項

ア 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引

イ 社員その他の関係者との取引

(2) 役員等に対する報酬又は給与の状況についての次に掲げる事項

ア 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(イに係る部分を除く。)

イ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項

(3) 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び用途並びにその実施日

3 条例第4条第6号(イを除く。)、第7号ア及びイ並びに第8号に掲げる基準に適合している旨並びに条例第6条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類

4 特定非営利活動促進法第28条第1項に規定する事業報告書等

(注) 様式中不要の文字は、用途に従い抹消してください。

附 則

- 1 この規則は、令和3年6月9日から施行する。
- 2 この規則による改正後の熊本県控除対象特定非営利活動法人の指定の基準、手続等に関する条例施行規則第24条第1項第2号及び別記第6号様式の規定は、熊本県控除対象特定非営利活動法人の指定の基準、手続等に関する条例（平成26年熊本県条例第48号）第2条第1項に規定する控除対象特定非営利活動法人がこの規則の施行の日以後に開始する事業年度において提出すべき書類について適用し、当該控除対象特定非営利活動法人が同日前に開始した事業年度において提出すべき書類については、なお従前の例による。